

しらたか

2014年2月

編集発行
白鷹町農業委員会



～ 食といのちを学ぶ ～

教育ファーム「深山ミルクえん」

会長あいさつ	2
農業委員会活動報告	3
町へ要望書を提出	4
若手農業者の紹介	5
農政課題	6
農地法の手続き	7
農業者年金	8

平成25年4月「酪農教育ファーム」に
認証されました。

酪農教育ファシリテータの樋口絵梨
さんは、子どもたちが酪農体験を通じ
て、楽しく《食やいのちの大切さ》を学
ぶことをサポートしています。

〈酪農教育ファームとは〉
「酪農体験を通して食といのちの学びを支援す
る」ことを目的としております。



ごあいさつ



農業委員会会長

樋口 太一



平成26年、皆様におかれましては、輝かしい新春を迎えられ、気持ちも新たにスタートされたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、3年続きの豪雪そして、7月18・22日に記録的な豪雨となり、町内全域にわたり羽越水害以来という大規模な災害が発生いたしました。避難勧告が発令され、人的被害は回避されましたが、道路や農地の冠水、土砂流木の堆積、法面崩落、取水口の崩壊など、今までにない被害となりました。町、区、関係機関が一体となり、応急的な復旧作業が行われ、その後の管理と天候にも恵まれ、見事な出来秋を迎え

ました。稲刈り終了後、本格的な復旧作業が続いています。久しく自然災害が少なかった当町ですが、あらためて自然の怖さと恵み、さらに地域の相互扶助の大切さを思い知らされた年でもありました。

また、昨年の世相を表す漢字が「輪」となりました。2020年東京オリンピック開催決定です。輪という字には大勢の方々が加わって円滑に回転していくという意味が込められています。『わ』という読みは平和の和にも通じ、平和な輪のつながりをつくりましようということだと思います。まさしく昨年は地域の助け合いの輪が回り出した一年でした。

さて、第19期農業委員会も7月に改選を迎えます。この間政権交代もあり、TPP交渉参加やコメ政策の大転換の方針が決定されました。また、農地中間管理機構の創設など、大きく変化していく年になっていきます。このような激動の中、農業従事者の高齢化、担い手不足、農畜産物の価格低迷による農家所得の低下

等、待ったなしの状況です。人・農地プラン作成を加速させ、新規就農者や農家が希望の持てる農業にしていきたいものです。

農業委員会としても、担い手育成、優良農地の確保・耕作放棄地対策など多くの課題に対し、農地パトロールや農業者、集落のご意見を拝聴しながら、行政に建議し、活力ある農業と農村社会を目指し、委員一同活動して参りたいと考えています。

町民の皆様には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、ごあいさつといたします。



農業委員会活動報告



【農振部会】 部会長 中 川 剛

農振部会では、川西町・高島町の視察や、町内の先進的取り組みを行なっている方々の声を聞かせていただきながら、平成 25 年度の町への建議書の作成を目的として、主な活動をして参りました。

大きな問題としては、農産物の販売について、本町の独自の販売には残念ながら限界があり、置賜の中心地の市や町と共に有利販売に向けて、消費者と生産者の交流を図り、品質の向上と消費者のニーズに応えられる生産体制の整備を、今以上に強化して行かなければなりません。また、長井市や川西町で行なわれている、大規模土地改良事業にも、本町でも農地再編を視野に入れて考える必要があります。

TPP の交渉の結果にかかわらず、農業のグローバル化は避けられず、将来の農業を展望する時、生産基盤の整備と生産組織の強化が、必要不可欠と考えます。農振部会も今まで以上に役立てるよう、今後も活動して参ります。

【農地部会】 部会長 小 口 英 夫

農地部会は、農地法許可案件の調査・確認、各地区における現地視察による遊休農地パトロール、農地の違反転用の監視等、農地を農地として守る活動をしております。

農業者人口の減少、担い手及び農業者の高齢化、農業情勢の変化、農政の変化等、農業での営みが大変な時代になっている中で、白鷹町も中山間地区を中心に、遊休農地化・荒廃農地化しています。優良農地は効率的な利用を確保し、担い手への集積を図りながら、長期的展望の中で遊休農地解消活動の方向性を明確にし、農地を守る努力を続けております。

また、平成 25 年度より新たに農業を始めようとする方を対象に「新規就農者面談会」を開催し、農業経営も含めた意識調査、就農支援等を行なっております。農業に夢をもって就農したいという若い方から、定年後の就農を目指す方など、さまざまではありますが、今後も農業委員という公的立場の中で支援活動を模索しながら継続したいと考えております。



「平成25年度白鷹町農業農村振興施策に関する建議書」を提出



10月29日、白鷹町農業委員会は「平成25年度白鷹町農業農村振興施策に関する建議書」を町長に提出しました。

この建議は、農業委員会が「町の農業者の代表機関」として、白鷹町の農業農村の振興を図るため、農業施策において対応が図られるよう、毎年提言しているものです。

- 1 農地・農業関連施設の復旧について
 豪雨災害に関して、被災農地が耕作されず放棄されることのないよう、また、耕作意欲を減退させないように
 - 農業者に配慮した復旧事業の期限延長を行うこと
- 2 農業の担い手育成について
 地域の現状と将来像を見据え、持続可能な農業を目指し、新規就農者や後継者が、先進的農業を学べる機会として
 - 国内外研修への派遣事業
 - 情報交換および交流の場の提供
- 3 農地中間管理機構について
 国の施策である「農地中間管理機構」の機能を十分に発揮していただくために
 - 未整備地区の土地改良事業実施と条件不利地域の解消
 - 土地利用の見直しと農振農用地区域の見直し
 - 各種事業のさらなる有効活用を図るため、水田から畑地への積極的な転換

豪雨災害現地確認・緊急要望書提出

7月17日夕方から18日にかけての激しい雨は、町内全域に甚大な被害をもたらしました。22日にも再び大雨に見舞われ、被害はさらに拡大。農業委員会では25日に農地の現地調査を実施し、26日には町への緊急要望書を提出しました。



- 4 地域特性を生かした農業の在り方について
 農業で生きられるまちづくりを目指し
 - 平場地域の大区画圃場の再整備を実施
 - 農工商観連携による6次産業化の推進とブランド化の推進
 - 遊休農地を活用した特産品開発と美しいまちづくり(景観美化)の推進

がんばっています！ 将来を担う農業者



梅津 ^{はるか}悠さん
(浅立)

【経営内容】

祖父の指導のもと、水稻種子とカボチャを栽培しています。

【就農のきっかけ・魅力など】

先祖代々受け継いだ土地なので、次は私の番だと思いました。また、水稻種子組合の班長に「農業してみたら？」と声をかけられ、やってみようかなと思いました。

自分で計画を立てて農業経営ができ、恵まれた環境で仕事ができます。好きなスタイルで、女子力も下がることなく、楽しんでやっています。

【将来の目標】

TPP に負けず、安定した農業経営をやっていきたいと思います。また、6次産業を取り入れ、消費者に喜ばれる加工品を販売していきたいと思っています。

悠さんの「笑顔」「行動力」そしてトレードマークの「ピンク色の軽トラック」で、田んぼと畑が元気になり、地域が明るくなりました。これからも頑張ってください。

(農業委員 沼澤久章)



土屋 明美さん
(中山)

【経営内容】

基本的には私一人の作業ですが、家族やたくさんの方々の協力を得て、ハウスでのトマト 10a 等を栽培しています。

【就農のきっかけ・魅力など】

福島県から嫁いできて、汚れるのも、虫も嫌いだった私が、なぜ農業を始めたのか、誰もが疑問に思うでしょう。それは、中山という素晴らしい環境(不便さや雪等も含めて)の中で、周囲の方々の農業に向き合う姿を目の当たりにし、今思えば運命的な出会いをしたのかもしれない。「人生一度きりだから、やりたいことをしたほうがいい」主人の後押しで一步を踏み出すことができ、3年目を迎えます。

【将来の目標】

白鷹町、中山の素晴らしさを伝えられる野菜や加工品を、皆様のお力をお借りしながら、共に生産していけたらと、理想を掲げています。

厳しい農業行政の中、若い女性の担い手が頑張っている姿は、心が温まります。

(農業委員 川部忠弥)

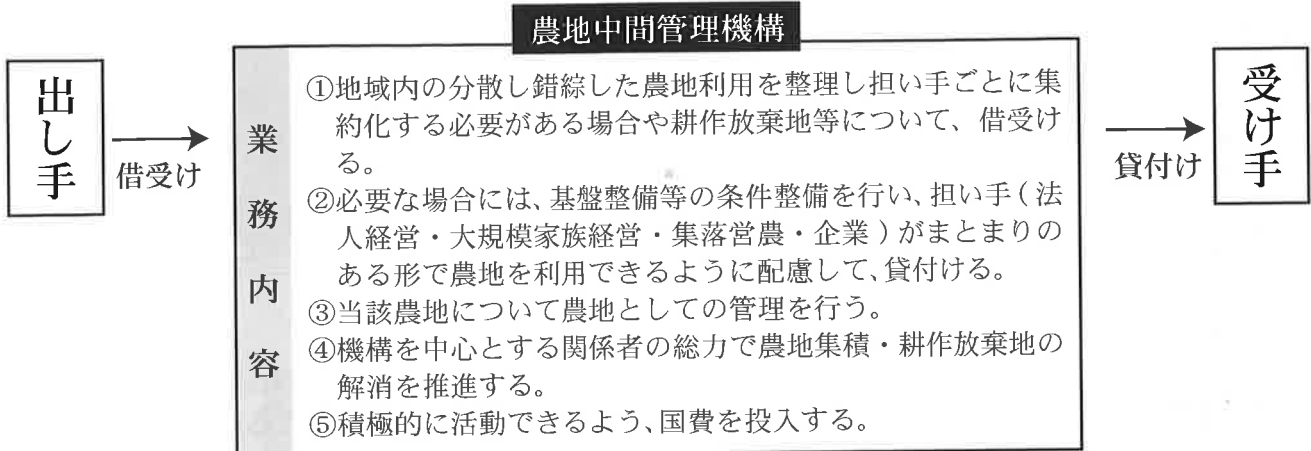
農業者を取りまく農政課題 《農地中間管理機構とは》

この制度は、平成25年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」として国会で成立し平成26年度から実施されます。

◇制度の概要

1. 農地中間管理機構（以下、「機構」という。）の指定・整備・活用について

- 機構は、県知事が公平かつ適正に行うことができる法人（公的セクター）を1つ指定します。
- 機構は、業務の一部を市町村に委託し農業委員会の協力のもと農地利用配分計画を策定、県が公告し賃貸借権が設定されます。



2. 耕作放棄地対策の強化について

- ①すでに耕作放棄地予備軍となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地も対策の対象とします。
- ②農業委員会は、所有者に対し、機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとするなど、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄地状態の発生防止と速やかな解消を図ります。
- ③農地の相続人の所在がわからない等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、県知事の裁定により機構に利用権を設定します。

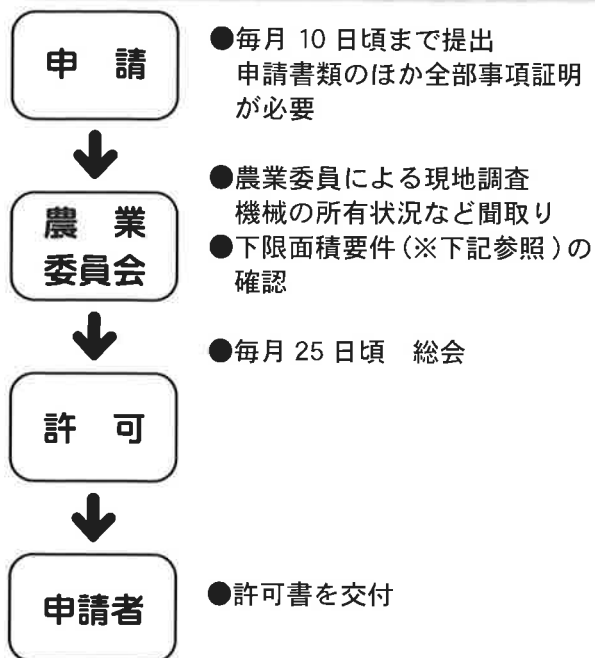
3. 機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）について

地域に対する支援 （地域集積協力金）	個々の出し手に対する支援	農地の集積・集約化に協力する場合の支援 （耕作者集積協力金）						
<p>地域の話合い（人・農地プラン）に基づき、機構に一定のまとまった農地を貸し付けた地域の全農地面積のうち、貸付割合に応じて協力金が地域に支払われる。</p> <p>2割超 5割以下 2万円/10a 5割超 8割以下 2.8万円/10a 8割超 3.6万円/10a ※27年度までの特別単価（基本単価の2倍）（28、29年度は1.5倍、30年度は基本単価）</p>	<p style="text-align: center;">経営転換・リタイアする場合の支援 （経営転換協力金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営転換する農業者 ・リタイアする農業者 ・農地の相続人 <p>から機構が借受け、担い手に10年以上転貸した全農地面積に応じ、上記出し手に協力金が支払われる。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">0.5ha以下</td> <td style="width: 50%;">30万円/戸</td> </tr> <tr> <td>0.5ha超 2ha以下</td> <td>50万円/戸</td> </tr> <tr> <td>2ha超</td> <td>70万円/戸</td> </tr> </table>	0.5ha以下	30万円/戸	0.5ha超 2ha以下	50万円/戸	2ha超	70万円/戸	<p style="text-align: center;">農地の集積・集約化に協力する場合の支援 （耕作者集積協力金）</p> <p>機構の借受農地等に隣接する、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自作地を貸付けした「所有者」 ・既借受農地を解約し集積に協力した「耕作者」に10年以上機構に貸付けた面積に応じ協力金が支払われる。 <p>2万円/10a ※27年度までの特別単価（基本単価の4倍）（28、29年度は2倍、30年度は基本単価）</p>
0.5ha以下	30万円/戸							
0.5ha超 2ha以下	50万円/戸							
2ha超	70万円/戸							

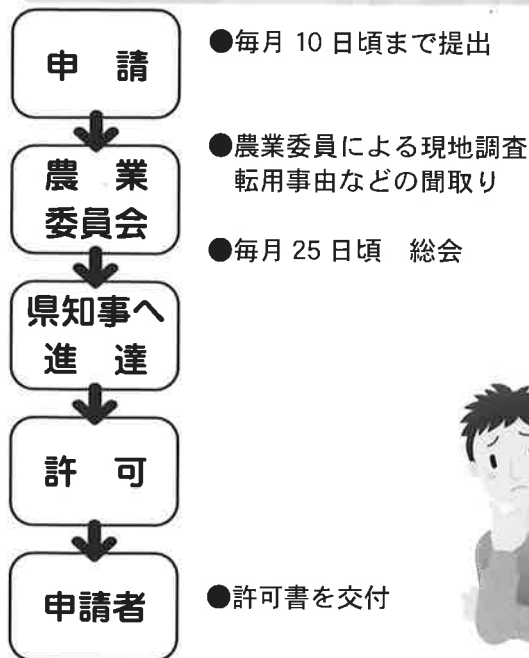
以上、「農地中間管理機構」についての概要ですが、詳細については今後の動向を注視し対応してまいります。

農地法の手続きって、どうすればいいの？

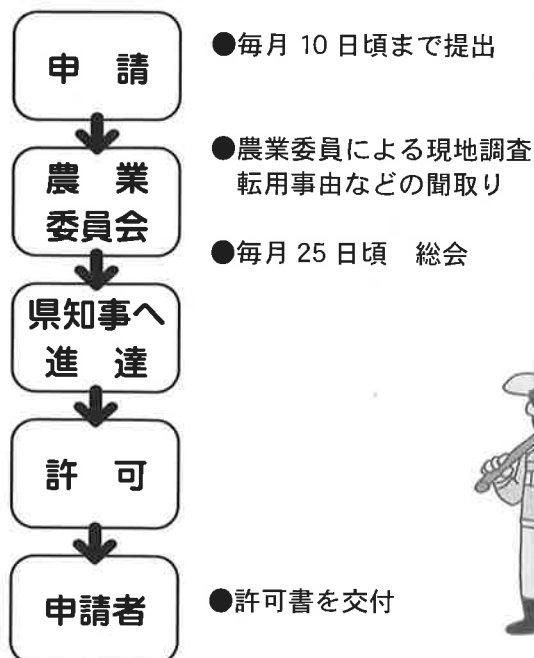
農地を農地として売買・貸借したい
⇒【農地法第3条許可】が必要です



農地を農地以外に転用したい
⇒【農地法第4条許可】が必要です



農地を農地以外に転用する目的で
売買・貸借したい
⇒【農地法第5条許可】が必要です



★申請する前にお読みください★

- 農地法第3条の下限面積要件とは、権利取得後の農地面積が30a以上あるかどうかです。30a以上なければ許可できません。
- 農用区域内農地の転用は原則として認められません。転用する場合には除外手続きをする必要があります。
→農用区域内からの除外申請は 産業振興課 農業振興係 85-6127 へ
- 許可を受けずに転用すると、工事の中止または現状回復その他違反行為の是正のために必要な措置を命ずることができるほか、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下)が適用されることがあります。
- 自己所有の農地を2a未満の農業用施設(農作業小屋・堆肥舎など)に転用する場合は、許可は不要ですが「農地転用制限の例外の届出」の提出が必要です。

詳しくは…白鷹町農業委員会 85-6128 またはお近くの農業委員へ
事前にご相談ください。

国が支える

安心が大きくなる

担い手積立年金

① 長期に安定した制度です

自ら積み立てた保険料とその運用実績によって受給額が決まる確定拠出型年金のため、加入者や受給者の数に影響されない長期に安定した年金制度です。

② 農業従事者なら誰でも加入できます

国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している60歳未満の人であれば農地を所有していなくても加入することができます。

③ 保険料を自由に決められます

毎月の保険料は2万円が基本ですが最高6万7千円まで1千円単位で選択できます。経営状況や老後の設計に応じて設定、見直しができます。

④ 意欲ある担い手には保険料の助成が受けられます

認定農業者等、一定の要件を備えた担い手に対し保険料の助成があり、経営継承をすれば特例付加年金として助成も受給できます。

⑤ 80歳までの保証がついた終身年金です

年金は終身にわたって受け取れます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずだった年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

⑥ 税制面でも優遇措置があります

保険料は全額が所得税の社会保険料控除の対象となります。また、受け取る年金についても公的年金等控除の対象となります。

農業者年金《経営移譲年金》の受給者の方へ

大切な年金が支給停止事由に該当しないように、土地の権利移動、転用などの際は事前に農業委員会に相談してください。

広報誌編集委員

部会長	小林	周一
副部長	守谷	光
委員	小形	儀一
	川部	忠弥
	沼澤	久章
	長谷川	新悦
	樋口	一彦
	吉村	京子

農業者の高齢化が進む中で、制度的な後押しもありますが、新規就農者が育っている状況はうれしいことです。

今年も米政策の見直しや日本型直接支払制度の創設等、新たな課題を抱えながらのスタートとなりますが、地域での話し合い等でお互いを出し合って乗り切っていきたいものです。

〈広報部会長 小林周一〉

編集後記

12月の雪の降りぶりからすると、今冬も大雪かと覚悟はしましたが、寒さは厳しいものの、近年にない少雪。このまま早い春の訪れを願いたいものです。

この度の農委広報しらたか、一年間の活動を紹介する内容に紙面を割きました。また、頑張っている担い手の方のご紹介をいたしました。